

第86回労務委員会、第155回労働法研究会  
神奈川県労働局における労働基準監督行政の取り組みについて



7月22日、神奈川県労働局 労働基準部 監督課長の池内伸好氏より、今年度の労働基準監督行政の重点事項等を解説いただいた。

#### 今年度の神奈川県労働基準行政の重点施策

1. 法定労働条件の履行確保および働きやすい勤務環境の改善等。2. 労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止。3. 職場環境に応じた労働者の健康確保対策推進。4. 最低賃金制度の適切な運営等。5. 労災補償対策の推進。

特に1. については、①過重労働による健康障害防止対策、②法定労働条件の履行確保、③賃金不払い残業の防止、④若者の使い捨てが疑われる企業等に対する対応等に重点を置く。

①については窓口指導、監督指導等を通じて労働時間、割増賃金等に係る労働基準法規定の履行確保や長時間にわたる時間外労働の縮減などの指導を行う。併せて「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、事業者に対し長時間労働者に対する医師による面接指導制度等により健康障害防止対策の徹底を図る。特に長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ、過重労働による健康障害の発生が懸念される事業者に対して、重点的に監督指導を行う。

②は管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及びそのための管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要であることから、労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。また解雇、賃金不払等に関し労働基準関係法令上問題のある申告事案については、その早期解決のため優先的に迅速かつ適切な対応を図る。

講演終了後、労務委員と労働法研究会員と講師でさらに質疑応答や意見交換を行った。